

決 定 要 旨

被 審 人（住 所）東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 2 号
（名 称）クオンタムソリューションズ株式会社
（法人番号 2011101046458）

上記被審人に対する令和 7 年度（判）第 7 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第 1 8 5 条の 6 の規定により審判長審判官高橋安紀子、審判官美濃口真琴、同横井真由美から提出された決定案に基づき、法第 1 8 5 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 6 0 0 万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和 7 年 1 0 月 2 8 日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回の審判手続の期日前に、課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和 7 年 8 月 2 7 日

金 融 庁 長 官 伊 藤 豊

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第4号に該当

被審人は、東京都千代田区丸の内一丁目9番2号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場されている会社である。

被審人は、貸倒引当金の不計上及び減損損失の不計上による不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある四半期報告書を提出したものである。

表

番号	継続開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容(注)	主な事由
1	令和4年10月11日	第24期第2四半期(令和4年6月1日～同年8月31日)に係る四半期報告書	令和4年3月1日～同年8月31日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲810,169千円であるところを1,283千円と記載	貸倒引当金の不計上及び減損損失の不計上
			令和4年6月1日～同年8月31日の第2四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が203,207千円であるところを1,067,068千円と記載	
2	令和5年1月13日	第24期第3四半期(令和4年9月1日～同年11月30日)に係る四半期報告書	令和4年9月1日～同年11月30日の第3四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が274,630千円であるところを1,137,240千円と記載	貸倒引当金の不計上

(注) 金額は千円未満切捨てである。

2 法令の適用

上記1に掲げる事実のうち

表の番号1及び同2の各事実につき

令和5年法律第79号による改正前の金融商品取引法第172条の4第2項、
第24条の4の7第1項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実のうち

表の番号1及び同2の各事実につき

令和5年法律第79号による改正前の金融商品取引法第172条の4第2項の規定により、被審人の第24期事業年度(令和4年3月1日から令和5年2月28日まで)第2四半期(令和4年6月1日から同年8月31日まで)に係る四半期報告書(以下「第24期第2四半期報告書」という。) 及び同事業年度第3四半期(令和4年9月1日から同年11月30日まで)に係る四半期報告書(以下「第24期第3四半期報告書」という。) ごとに算出した課徴金の額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第24期第2四半期報告書	600,782 円
第24期第3四半期報告書	685,145 円

が、いずれも

- ② 6,000,000 円

を超えないことから、

第24期第2四半期報告書については、6,000,000 円の2分の1に相当する額である3,000,000 円

第24期第3四半期報告書については、6,000,000 円の2分の1に相当する額である3,000,000 円

となる。